広告掲載募集手続きの流れ

企業・商店など	杉戸町封筒広告掲載申込書に掲載広告原稿を添付してお申し込みください。
⇩	
会　計　課	杉戸町広告掲載要綱及び広告掲載基準に基づき掲載の可否を決定します。その後、杉戸町封筒広告掲載決定通知書を送付します。**（掲載できない広告：下記参照）**
⇩	
企業・商店など	広告掲載決定の場合、決定通知書に記載された期限までに掲載料を納付してください。
⇩	
会　計　課	ご提出いただいた広告原稿を封筒裏面に印刷し役場各課で使用します。

【杉戸町広告掲載要綱抜粋】

（広告の範囲）

第4条　次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 個人又は法人の名刺広告

(7) 美観風致を害するおそれがあるもの

(8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(9) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると町長が認めるもの

2　前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、町長が別に定める。